

倫理委員会議事次第

(第 69 回 2021 年 7 月 12 日 (月) 15:00~17:00)

I 開会

II 議題

協議事項

1. 倫理規則の改正について (再構成対応)
※ 有識者懇談会準備会合の報告を含む

【資料No. 1 ~No.1-6】

報告事項

1. IESBA 会議報告 (6 月) について
2. 最近の会員からの職業倫理相談状況

【資料No. 2】

【資料No. 3】

III 閉会

以 上

配 付 資 料

資 料	資料No.
第 1 回倫理委員会有識者懇談会準備会合報告	1
倫理規則の改正概要	1-1
再構成版倫理規程 6 列表及び付録	1-2
倫理規則案	1-3
EQR（審査担当者等の公正性） 6 列表 325・300・540	1-4
審査担当者等の公正性	1-5
今後の倫理委員会スケジュール	1-6
IESBA ボード会議（6月）概要	2
会員からの職業倫理相談状況	3

倫理規則の改正概要

再構成（セーフガード、職業的専門家としての判断、基本原則と職業的懐疑心）
審査担当者の（EQR）の公正性

実質的な内容の変更を伴う個別規定 (論点整理より作成)

		IESBA倫理規定			本会倫理規則	
		IESBA 公表物の名称	公表日	適用時期	導入時期	適用時期
		ローテーション		2018/12	2018/04	2020/04
		情報の作成、提供、プレッシャー			2019/07	2020/04
ア	再構成版 IESBA 倫理規定	セーフガード	2018/04	2019/06	未導入	未導入
イ		PAPPに適用されるPAIB規定				
ウ		職業的専門家としての判断				
エ		基本原則と職業的懐疑心				
オ	勧誘		2018/07	2019/06	未導入	未導入
カ	Part 4B の ISAE3000への適合修正		2020/01	2021/06	未導入	未導入
キ	マインドセット		2020/10	2021/12	未導入	未導入
ク	審査担当者の公正性		2021/01	2022/12	未導入	未導入
ケ	報酬		2021/04	2022/12	未導入	未導入
コ	非保証業務		2021/04	2022/12	未導入	未導入

・2021年4月30日の倫理委員会にて説明：オ、キ

・2021年6月1日の倫理委員会にて説明：イ、カ

セーフガード（フェーズ1）

- 目的：
 - 概念的枠組みの適用における、セーフガードの定義、内容、役割等を明確にし、その適切性、効率性を評価する
- 論点：
 - 阻害要因とセーフガードの関係の適切性
 - 阻害要因を識別し、評価し、対応するという概念的枠組みを明確化
 - 5段階アプローチ→3段階アプローチ
 - 阻害要因のタイプの明確化
 - セーフガードの例の見直し
 - セーフガードは阻害要因を除去又は許容可能な水準まで低減できるのか
 - 「第三者テスト」の具体的ガイダンス：第三者＝仮想の者
 - 阻害要因の許容可能な水準の明確化
 - 新しい情報を入手した場合の阻害要因の再評価に関する要求事項

セーフガード（フェーズ2）

- 目的：
 - セクション600及び950の非保証業務の提供におけるセーフガードの見直し
- 論点：
 - ある行動がセーフガードに該当するかどうかをどのように決定するか
 - 阻害要因である擁護に関する規定の見直し
 - Appropriate reviewer の説明を含む、阻害要因に対応する行動の例のより適切な表現

職業的専門家としての判断

- 職業的専門家としての判断を行使するに当たって、情報に基づいた決定を下し、特定の事実や状況を理解するために、阻害要因を識別し、評価し、対応することの重要性を強調
- 改訂規定は、職業的専門家として判断を行使する際に考慮すべき事項として以下の状況を挙げている
 - PAにとって既知の情報に欠落している部分があるのではと考える理由があるかどうか
 - 既知の情報とPAの期待値（推定値）に矛盾があるかどうか
 - 結論を導くためにPAの専門的知識や経験が十分かどうか
 - 専門的知識や経験を有する他者に照会すべきかどうか
 - 情報が結論を導くのに十分な基礎を提供しているかどうか
 - PA自身の物の見方やバイアスが会計士としての判断に影響するかどうか
 - 利用可能な情報から、他の合理的な結論に至る可能性があるかどうか

基本原則と職業的懐疑心

- 目的：
 - PAの職業的懐疑心をより高め、実務における適用を強化する
- 論点：
 - 職業的懐疑心を監査・レビューに限定すべきか、PA全般を対象とすべきか
 - （短期的プロジェクト）監査・保証業務における職業的懐疑心
 - 基本原則と職業的懐疑心の関係
 - （長期的プロジェクト）PA全般における職業的懐疑心→マインドセット
 - 3つの基準設定主体（IAASB, IESBA, IAESB）に共通の職業的懐疑心の定義を定めるべきか
 - （長期的プロジェクト）

審査担当者（EQR）の公正性

- 背景：
 - 審査担当者の公正性（objectivity）についてIAASBとのコーディネーションの一環として議論が始まった
- 論点：
 - EPがEQRになる前のインターバルに関する要求事項の場所
 - IESBA Code vs ISQM2
 - 適切なレビューアー（Appropriate Reviewer）に関する独立した適用指針（Section 325）の設置
 - 適切なレビューアーの適用範囲
 - EQR とその他の適切なレビューアー
 - PAIBに対する本規定の不適用

2021年7月12日
第69回 倫理委員会
配付資料№ 2

IESBAボード会議について 2021年6月会議速報

IESBA会議のアジェンダ

1. テクノロジー

- テクノロジーの監査業務等への影響
- NAMの作成：日本の貢献
- テクノロジー関連改正案の検討
 - PAの社会的役割を明確にする倫理的リーダーシップ
 - PAが概念的枠組みを適用するに当たっての「複雑性」の強調
 - 「透明性」を確保するPAの責任
 - マインドセットでカバーされないPAの「説明責任」
 - 「プライバシー」と「守秘義務」
 - PAに求められる技術的スキル
 - 監査人の独立性（特にNASとの関連で）
- 12月にEDの公表を目指す

IESBA会議のアジェンダ（続き）

2. タックス・プランニング

- タックス・プランニングにおけるPAの倫理的行動に焦点を当てているのであり、特定の税務処理の適法性や道徳性を問うことを意図してはいない。以下の事項を背景として検討。
 - タックス・プランニングは、公益にとって重要な水準まで上昇している。
 - PAがタックス・プランニングを実施する際に、倫理的に行動することへの期待が大幅に高まっている。
 - 既存の枠組みやガイダンスは、程度の差こそあれ重複しているが、目的や対象者を同一としていないため、一貫性がない。
 - 原則とベストプラクティスを成文化して具現化する倫理規定の統一的な枠組みが必要。
 - ビジネスとしてのタックス・プランニングは、成長するESG活動の重要な一面になっている。
- 本規定は、セクション100（基本原則）、120（概念的枠組み）、200（PAIBの倫理的カルチャー）、勧誘、NOCLAR、マインドセットに影響

IESBA会議のアジェンダ（続き）

3. PIEの定義

- EDに対するコメントから以下のような検討が行われている。
 - 包括的目的のPIEの要素としてのfinancial conditionの見直し
 - 独立性や監査の品質に2つのレベルがあるような誤解を招く表現を修正
 - 基本的に broad approachが支持されたが、IOSCOやfirms は、narrow approach を支持
 - PIEのカテゴリーのうち、(a)(b)(c)は支持されたが、(d)年金、(e)ファンドについては、サポートが無く、カテゴリーから外すことも検討
 - Broad approach におけるファームによるPIEの追加検討の要求事項を推奨とした。
 - PIEに関する開示については多くのサポートがあるものの、監査報告書上での開示については約半数がサポートしなかった。

IESBA会議のアジェンダ（続き）

4. 業務チームとグループ監査

- 業務チームの定義（外部の専門家の利用）
- 審査担当者の独立性
- 構成単位の監査人における独立性違反

5. 非保証業務と報酬のロールアウト

6. 品質管理関連の適合修正

7. ベンチマーキング

(詳細については、会議報告を参照のこと)

会員からの職業倫理相談状況(前回の倫理委員会以降)

2021年6月21日(メール審議): 1件

【相談カテゴリー内訳】

その他 (1件)

作業部会 審議日	件 数	相談事項
6月21日	1 件	「実質的な関与」に該当するかどうかの判断基準について